

金をちようだいしているわけでございますけれども、そうしますと、一世帯当たりの負担額が世帯数で割りますと、五十四円七十銭という金額が出るわけでございますが、したがいまして、大きな町会ですと、一世帯当たりの負担額は二十円程度で済むわけでございますけれども、小さな町会になりますと、本町三町会あたりになりますと、一世帯あたりが二百二十二円、三川台町会でも二百十五円、また武蔵野第二町会でも百九十八円、こういう計算が成り立ってくるわけでございます。その三町会あたりになりますと、加美平の二十円に比べますと十倍から十一倍になる計算ができるわけでございます。いずれにいたしましても、三十五の町会、自治会の長で結成されていきます協議会の予算が年間七十万円ということでございます。この額は、これ一つの例でございますけれども、職員の昨年の年末手当の一人分にしか当たらないわけでございます。また、今後、町会、自治会のそういった仕事も、ふえればといって減るようなことは絶対に考えられないわけでございます。近々に防災組織等も全町会、自治会

に結成をされると聞いておりますが、やはり一たん事が起きますと、各地域の組織が最も必要であろうかと思ひます。このような意味からも、今後、協議会への補助金等も考えていく必要は十分にあるのではなからうか。そこで、市長並びに理事者側のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、行政事務の連絡員の報酬についてですが、先ほどの分担金と同様に、報酬についてもやはり全員一律に一万七千円だと思ひます。この報酬も、町会長に対しては支給できないんだと、そういう理由のもとに行政事務連絡員という名前をつけて支給しているんだというふうに過去において聞き及んでおりますが、したがいまして、実質的には、町会長、自治会長の報酬であると考えてよろしいのではなからうかというふうに考えられます。

そこで、一つ考えていただきたいんですが、世帯の数が千を超えるような大きな町会、自治会長も、わずか九十世帯程度の小さな町会の長も、その額は同じでありまして、したかつて、大きな町会では一世帯

当たりの報酬が十七円程度にしか当たらない。反面、小さい町会の世帯当たりの補助金は百九十円強というふうな勘定にもなるわけでございます。

この問題につきましても、以前、先輩の町会長さん方からよく言われたんですけれども、また、自分でも考えたこともありまして、また、私が協議会長の当時に、その筋にお願いいたしまして、見直していただくようにも考えてみたんでございますが、自分の担当している町会が平均よりも小さい町会であったならばお願いしやすく、恐らくしていたというふうにも考えるのでありますけれども、何分にも、自分の町会が標準を倍程度上回っておりまして、自分の報酬をましてほしい、そのためをお願いしているように思われやしないかと考えましたので、また、いつかお願いする、またお願いできるときも来るであろうというふうに考えまして、今日に至ってしまったわけでございます。

また、一人当たり一カ月の報酬が一万七千円ということは、三十五人分になりますと五十九万五千円という数字が出るわけでございますが、これが世帯数が一万二千七百九十七ですから、一世帯当たり約四十六円

しかいまして、それぞれの町会、自治会の世帯数を算じますと、すなわち、その町会長さん方の報酬ということになるかと思ひますけれども、これは単純に考えた一つの例でございます、ちなみに、大世帯で、千世帯の町会の報酬は四十六万円にもなってしまう。また、小さい世帯の町会長さんは、四千四百四十円ですか、というようになってしまいますので、これはあくまでこのような計算の方法もあるのだという一例を申し上げたわけでございます、これが必ずしも妥当だと申し上げているわけでは決りてございません。しかしながら、何かの形でこれは十分に検討をしていく必要があるのではなからうかと考えるわけでございますが、理事者側の見解をお尋ねしたいと思ひます。

それと同時に、行政事務連絡員には、役付というものはないわけでございます、まして、三十五人の員、これは全部平等でございますので、したがいまして、報酬の額も同額なんです、これは当然といえば当然ではございしますが、町会長、自治会長の報酬と考えるのもいいとするならば、協議会の役員理事が先に立っているという運営し、少なくとも一般の町会長さん方

に比べまして倍以上の会議、会合を待っておりますようでございます。
そこで、何とか名目をつけて役員手当などは出せないか、その点について理事者側の見解をお尋ねします。責任ある回答をお願いしたいと思います。

次に、社会スポーツ施設の活用範囲の拡大について。

まず、一点目の市営プールの夜間開催についてお尋ねいたします。

最近、若い人たちから盛んに言われる言葉なんですが、市営のスイミングプールを夜間せめて九時ごろまでオープンしてほしいという声が多く聞かれるわけでございます。勤労青年が一日の仕事を終えまして、帰宅しても暑くて何もできない。特に、ここのように熱帯夜が長く続きますと、若者だったら、せめて水に入って泳ぎたい、こう思うのも無理からぬことだというふうに考えられます。ざりとして、川は危険が多過ぎる。泳ぐ場所がないということから、ざりとしてプールは開いていない。そこでこのような若い人たちのために、また若者でなくとも、夕涼みがてらに家族連れで泳ぎたいという家庭も少なくないように思われます。

しかし、福生の市営プールには、夜間の照明の設備はありませんか。もし、設備がないのなら、今後照明設備をして、夜間の開放をしていくような計画があるかどうか。もしあるとしたら、いつごろから実施することができるのか。

また、そのような計画がいまだになされていないということでありましたら、ぜひひとつ多くの市民のために実現していただきたいと思います。市民のための設備でございますので大いに活用していただく。これが第一条件だと思います。

しかしながら、いかに市民のためとはいえ、莫大な赤字を背負っているとあればまた話は別でございますけれども、現在のところ、昼間のプールだけでも赤字だというふうなことも耳にしたことがあります。ここのあたりはどうなのか。聞かせていただければ幸いかと思います。

また、夜間も毎晩では大変であれば、一日置きとか、週三回ないし二回とか、いろいろ方法はあると思います。十分検討をなされまして、できるだけ実現していただきたいと思います。市長並びに理事者側

の御答弁をお願いしたいと思います。

次に、市の施設を利用する各種大会に対することにつきましてお尋ねをいたします。

先般、七月の七日、八日の両日に、主催が関東ソフトボール協会、主管が東京都ソフトボール協会並びに福生市ソフトボール連盟、後援が福生市、このような形の中で、関東ソフトボール選手権大会が行われたことは、皆さん御存じであろうと思われます。また、見に行かれた方も大せいおありであろうと思ひます。折あしく梅雨の時期でもありまして、二日間とも雨にたたられまして、私も、七日は用事がございまして行かれなかったんですが、八日の朝、起きまして外を見ますと、かなりの量の雨が降っておりまして、この分では試合は恐らく中止であろうというふうに考えましたけれども、あるいはと思ひまして加美平の球場に九時ごろ行ってみました。ところが、かなりの降雨にもかかわらず女子の決勝戦の真つ最中であつたわけですから、両チームとも若い女性が汗と雨と泥にまみれて一生懸命にプレーをしておりました。

その試合を観戦しながら、傍らにおられまして福生市のソフトボール連盟の幹部の方々といつて話をして、その中で、きょうのような日に試合をして泥だらけになった選手たちは、シャワーでも浴びて着がえてもしなければどうして帰れないでしょうと。戦っているといひますが、プレーをしているときはともかくとして、試合が終わつてしまひますと若々乙女に返るわけではございまして、そこで市の施設、総合体育館のシャワーでも使えるようになってゐるのかどうか尋ねてみたんですけれども、いいえという返事でございまして、ソフトボール連盟の会長さんがたまたまオート多摩の従業員という関係もありまして、オート多摩の寮をお借りしておりますという返事でございまして、連盟の会長がもしオート多摩の関係のない人だったらどうなつていたんだろうかと私は考えたわけではございまして、ずぶぬれのままでは帰すことはできないだろう、そんなことを考えまして、仮にも、福生市の名前が後援で挙がっている以上、そういうことはできないのではなからうかというふうに思われるわけではございませんが、遠く栃木ですとか、茨城ですとか、群馬の方から来た選手

の皆さんをぬれネズミでは帰せないと思います。また、帰したなら、選手たちに与える福生の印象というものはゼロに近くなってしまふのではなからうかというふうな心配もあるわけでございます。そこで、このような大会のときに、市民の総合体育大会に体育館のシャワー等は開放しているのか。いるんだけれども使用しないのか。それとも開放していないのか。いずれにしても、わざわざこのような大会のために福生に来られた方々には、やはり福生の印象をよく持っていただきましてお帰りをお願いいたします。それがわれわれ市民としての一つの務めではなからうかというふうにも考えられます。福生市のソフトボール連盟が単独で行った大会と違いました。関東や東京都の協会が絡み、市が後援としてあればなおさらのことでございますので、それら選手や関係者の方々によき印象を与えることも市の発展につながる第一歩ではなからうかというふうにも考えられます。

また、現在着行されているところのアサノボールの跡に陸上競技場が建設されるようになっておりますけれども、この陸上競技場につきま

しても、陸上競技等は多少の雨では決行されますし、また、競技の最中に大きな降りになってくるといふようなケースも大いにあり得ることでございますので、そこで、福生市の体協ですとか陸協あたりからも要望が流れているかと思えますけれども、新設されるグラウンドにシャワー等の設備が計画されているかどうか、現在の段階におきましては計画されていないというところでございまして、いずれは考えておく必要が必ずあるのではないかと、いふうに考えられます。そこで、市長並びに理事者側の考えをお尋ねしたいと思えます。

最後に、もう一点は、雨水排水の対策についてお尋ねをいたします。市内の施設化に伴い、降雨時の水害が各所に発生しておりますが、全体的な雨水排水処理の計画はどうなっているかお尋ねしたいと思えます。

現在、市内の雨量排水の設備は、一時間何ミリ程度の水量の処理が可能なのか。また、あるいは市の条例で定めているのは、どの程度なのかと、一時

間何ミリぐらいまでの処理が可能なものが設備されなければならぬというふうな決めごとがあるのかどうか。この点についてもお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

過日、七月の二十七日の金曜日、夕方奥多摩で六十ミリを超える豪雨に見舞われたことは、皆さん方御存じだと思ひますが、この辺もそれに近いが、あるいはそれ以上の雨量だったと思ひます。豪雨に加えてひどい雷が鳴っておりましたが、その真ん中、最中に町会長並みに数多くの人々から電話がありました。町内の数カ所で床下浸水になっているから見にくいという事でございましたので、私も出かけてまいりました。元来、雷は苦手で、傘をかぶって出かけたんですけれども、傘の芯にサ落雷でもなければいいなということも考えながら現場に駆けつけてみたわけでございます。加美の公会堂とわかぎり会館付近一帯の道路は、すでに水深が二十センチを超えておりました。し字型の側溝はへりを乗り越えまして、道路より低い屋敷の家では床下まで水浸しで、大変のようでありました。加美平の一丁目ですでに下水が飲み込めずに道路を流れ

ておるわけでございますが、二丁目、三丁目も同じようになってまいりましたので、したがいまして、わかぎり会館あたりまでは、その全部の水が押し寄せて来るわけでございます。加えて、マンホールというマンホールは、逆の下から吹き上げているわけでございます。水量はますばかりでございます。このようなことがたびたびあるのだそうですけれども、ある家庭などでは、たび重なる床下浸水に対応するために、エンジンのついたポンプを個人で買ひまして、屋敷の中に備えておくような家庭も何軒か見受けられたわけでございますが、また、福生警察署の前の通りでございませうけれども、あれは都道でございませうが、羽村方面とそれから警察署の方と両方から流れて来る水が、警察署のちよつと羽村より、最近、こちらから行きまして右側の方に酒屋、その他数軒の店が並んでおるのは皆さん御存じだと思ひますけれども、あの辺の水が上から落ちてくるのと、左右から来るので、たちまち歩道を水が乗り越えてしまうわけです。そして、店先に水が流れ込んで来るというような始末でございまして、大変なんですけれども、一たん雨がやみますと、今度は水が運んでまいりました

こっばくずであるとか、ビニールであるとか、また紙くず等が残骸となって置き去りにされているわけでございますけれども、そこらの店の方々がその掃除に一仕事だというふうなことも伺っております。

そこで、このような問題も、ただ単に加美だけの問題ではないと思います。福生全体では数多くあると思いますけれども、何かの解決方法を考えられておられるかどうかお尋ねしたいと思います。できることから早期に手を打っていただきまして、多額の経費も必要であろうかと思ひますけれども、大変と思ひますけれども、ぜひひとつ前向きな姿勢で取り組んでほしいと。そこで理事者側のお考えをお尋ねいたします。以上で演壇での私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（田村市郎君）

二時五分まで休憩いたします。

午後一時五十分

休憩

午後二時七分

開議

○議長（田村市郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

（市長 田村匡雄君登壇）

○市長（田村匡雄君） 井上議員さんの一般質問に対してお答えいたします。

第一点の町会、自治会に対する各種行政事務の委託について御答弁申し上げます。

行政事務連絡員、町会、自治会についていろいろと御指導、御高配をいただき、また、ただいまは御経験を踏まえての具体的な御提案をいただいたしまして、本当にありがとうございます。

御承知のとおり、町会、自治会は地区住民の自主的な自治組織でありまして、その重要性はコミュニティ活動の振興とかかわって、申すまでもありません。

町会等と市行政との関係につきましては、基本的には直接的関係を持たせず、市行政上の事務をお願いする部分についてだけ委託料を出してお願ひし、また、行政事務連絡員を委嘱させていただき、市行政

事務の処理をしていただいていることは、御案内のとおりでございます。しかしながら、今日の状況のもとでいままでのあり方について、町会長協議会とも検討してきておりますので、その状況等お答えを申し上げます。御質問の第一点は、町会等の連合体である町会長協議会に対して補助をするということだと思います。御指摘のような方で運営されていきますので、懸案事項として現町会長協議会に引き継ぎ検討していただいておりますので、その結果を見て対処してまいりたいと存じます。

第二点は、行政事務連絡員の報酬の出し方について、対象世帯等の差による報酬の支給ということですが、この点についても、算定の方法等細部について詰め、非常勤職員報酬改定の際、御相談申し上げたいと存じます。

また、協議会の会長さん等役付の方に手当が出せないかということでございますが、第一点、第二点とも関係してまいりますので、十分検討させていただきますと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、社会スポーツ施設の活用範囲の拡大についてでございますが、教育委員会から御答弁申し上げます。

次に、雨水排水対策についてでございます。

市内の住宅化に伴い、降雨時の水害についての御指摘でございますが、最近の市街地整備の進展に伴い、宅地化の進行とともに、家屋、屋根面積の増加、あるいは地表面のコンクリート化による地下浸透率の低下によって、雨水の流出時間の短縮と流出量の増加があらわれてきていることは、御指摘のとおりでございます。このことにつきましては、今後浸水の恐れのある個所と、道路側溝等で排水のできない区域の枝管の整備を実施していく計画を立ててございます。

道路冠水と民地への浸水についてでございますが、この区域の雨水処理の流末は、都市下水路となっております。この都市下水路も、計画上は羽村町地域で川崎付近に排水されるバイパスをつくり、排水する計画となっておりますので、これが早期事業化に向け、羽村町を中心に関係市町で協議を行っております。

そこで、当面の施策といたしましては、如美公会堂付近は雨水の吸い込み槽を設置し、雨水の流出量の抑制も図るよう実施してまいりたいと思ひます。福生警察所西側の道路冠水については、都道の管理でありますので、都に対して向らかの改善策を申し入れたいと考えております。

以上のような計画と対策を講じてまいりたいと思ひますが、今後とも浸水の防止のため、公共下水道の整備促進とあわせ、雨水の流水抑制対策についても検討してまいりたいと思ひます。

市の全体計画等につきましては、部長から御答弁をいたさせます。
○教育次長（八木房雄君） 自席からお答え申し上げます。

二点の御質問かと思ひますが、市営プールの夜間の開催と、それから市の施設の利用するサービスというふうな御質問ではないかと思ひますが、まず、市営プールの夜間開催でございますが、プールの運営につきましましては、御案内のとおり、七月一日から八月三十一日までの二カ月間が開場されております。本年は非常に天候もよかったわけ

でございますが、昨年は、入場者は四万六千人程度でございましたが、本年は六万四千余人ほどの入場者がございました。現在のプールには、近くに専用の大きな駐車場もなく、路上駐車が多く、また、プールの放送用スピーカーのことも、御近所の方々には大変な御迷惑をおかけしているのが実情でございます。

御指摘の夜間の開催ではございますが、いろいろと検討はいたしておりますが、幾つかのむずかしい問題点がございします。一つには、いま申し上げましたように、昼間の開催だけでも、近所の方々には大変な御迷惑をかけ、駐車場の問題、それから駐輪場の問題、子供の声、スピーカー等で大変な御迷惑をかけております。また、二つ目といたしましては、照明灯の設置の関係でございしますが、あそこは御案内のとおり多摩川に近く、虫がたくさん飛んで来ております。照明灯をつくとプールの上に非常に飛んで来まして、これらがプールへ落ちるといふふうなことで、これの点においては衛生上に非常に問題があるといふふうなことでございまして、これらにつきましても、このいふふうなことを

十分検討、研究しながら、ひとつ今後も研究させていたいただきたいというふうに考えております。

また、プールの経費の関係でございますが、本年度は、支出において予算上では二千四百万ほど計上いたしておりますが、収入は六百九十万ほどございました。

次に、市の施設の利用でございますが、各種大会に対するサービスということでお話ございました、大会があった場合は、ひとつシャワー等のサービスをしたかどうかというふうなお話もございました。施設を使えないのかというふうなお話もございました。

これにつきまして、御案内のとおり、七月の七日、八日、関東ソフトボール選手権大会がございましたが、事前の打ち合わせでございましたが、役員さんがまいりまして、シャワー等のお話を申し上げましたところ、御辞退されまして、「ほかの方で、迷惑をかけない」というふうなお話をいただいたわけでございますが、施設もたまたまサマーランドでございますので、そちらの方へバスで行くというふうなお話もござい

まして、そういうふうになったわけでございますが、今後もできるだけ施設を利用していただきまして、サービスの方には万全を期さしていただきたというふうに考えております。

また、現在工事中のグラウンドの関係でございますが、これにつきましては、御要望に沿った計画で現在進行中でございます。

以上、お答えを申し上げます。

○建設部長（内田和雄君） 自席から市長の補足答弁をさせていただきます。

市の雨水排水の全体計画でございますが、市の公共下水道事業認可は、計画雨水量で、時間五十ミリ、それから流出係数の・五、これは雨の降った数の二分の一でございますが、このような計画になっております。

最近、非常に建物等も大きくなりまして、雨の場合、非常に流出数が多くなっているわけでございますが、建設省等でも、建物をつくった場合は、宅地内処理と申しましょうか、宅地内で処理するような指